

広島市報

定期第1120号
令和5年10月2日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 開発行為に関する工事の完了.....3
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....3
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の指定.....3
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定.....4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....4
- 広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更を認可.....4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者から変更の届出.....5
- 広島市特別名誉市民の顕彰.....5
- 子ども・子育て支援法の確認.....5

- 公共下水道の供用開始.....6
- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....6
- 自転車等の所有権の取得.....6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....6
- 路上駐車場の休止.....6
- 路上駐車場の休止の改正.....7
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....7
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出.....7
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....7
- 広島農業振興地域整備計画の変更.....7
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....7
- 放置自転車等の撤去（中区）.....7
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....8
- 放置自転車等の撤去（中区）.....8
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....8
- 放置自転車等の撤去（中区）.....8
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....8
- 放置自転車等の撤去（中区）.....8
- 放置自転車の撤去（東区） 3件.....8
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....9
- 放置自転車の撤去（東区）.....9
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....9
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....9
- 放置自転車等の撤去（南区）.....9
- 元宇品町内会の解散（南区）.....9
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....9
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....10

- 放置自転車等の撤去（南区）.....10
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....10
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....10
- 放置自転車等の撤去（西区） 3件.....10
- 道路の区域変更（西区）.....10
- 道路の供用開始（西区）.....11
- 放置自転車等の撤去（西区） 5件.....11
- 道路の区域変更（安佐南区）.....11
- 道路の供用開始（安佐南区）.....11
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....12
- 建築基準法による道路の変更（安佐南区）.....12
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....12
- 建築基準法による道路の位置の廃止（安佐南区）.....12
- 葬之荘団地町内会の告示事項の変更（安佐南区）.....12
- 都市公園の設置（安佐南区）.....12
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....12
- 建築基準法による道路の指定（安佐南区）.....12
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....13
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....13
- 区出納員事務の一部委任解除（安佐北区）.....13
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....13
- 住居表示実施区域内の街区の区域変更（安佐北区）.....13
- 道路の区域変更（安佐北区）.....16
- 道路の供用開始（安佐北区）.....16
- ふじランド町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....16
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....16
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安芸区）.....16
- 建築基準法による道路の位置の廃止（安芸区）.....16
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....17
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 3件.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....17
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....17
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸

- 区）.....17
- 道路の区域変更（安芸区）.....17
- 道路の供用開始（安芸区）.....17
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....18
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....18
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....18
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（佐伯区）.....18
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....18
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区） 2件.....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）.....19
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....19
- 区 告 示**
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（南区）.....19
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安佐北区）.....20
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安芸区）.....20
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....20
- 広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....20
- 広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の合築施設の呼称の決定.....20
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....20

告示

広島市告示第325号
令和5年8月1日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区亀山三丁目の1336番1の一部、1338番1及び2337番1の一部
- 2 開発面積
2,346.11㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都葛飾区立石八丁目14番18号サンプラス立石301 増田 伸也
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南東川218番地パークサイド高雄203号 増田 翔平
- 4 検査済証交付年月日
令和5年8月1日

広島市告示第326号
令和5年8月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	適応災害
口田児童館	安佐北区口田南二丁目7-3	土砂災害、洪水、高潮
飯室児童館	安佐北区安佐町大字飯室1544-1	土砂災害、洪水（2階以上）、高潮

広島市告示第327号
令和5年8月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第328号
令和5年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年8月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
合同会社安佐	ヘルパーステーションあさがお	広島市南区出汐一丁目1番5号中島ビル203号室	訪問介護
株式会社Tas	訪問介護事業所あす	広島市南区宇品御幸二丁目1番20号	訪問介護
株式会社猫の月	ヘルパーステーションそら	広島市西区草津新町二丁目19番19号草津タウンハウス202号	訪問介護
株式会社Niji	えん訪問看護ステーション広島	広島市中区西十日市町3番30号Dore Culture502号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社NEWS	ニュース訪問看護ステーション	広島市中区吉島西一丁目7番2号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社Clair	訪問看護ステーションこあら	広島市安佐南区上安二丁目9番3号松岡第一ビル203号	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社オフィスタカキ	さくらケアーズ訪問看護事業所	広島市佐伯区城山二丁目12番地11	訪問看護及び介護予防訪問看護
社会福祉法人三篠会	介護老人保健施設ひうな荘	広島市南区日宇那町30番1号	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
シューベルブリアン株式会社	ショートステイそわか可部東	広島市安佐北区可部東五丁目9番15号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第329号
令和5年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社T-ras	訪問介護事業所あす	広島市南区宇品御幸二丁目1番20号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
株式会社猫の月	ヘルパーステーションそら	広島市西区草津新町二丁目19番19号 草津タウンハウス202号	訪問介護サービス
株式会社ヴェリタス	ヴェリタス訪問介護サービス	広島県廿日市市大野3406番地17	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
株式会社シーズンモチベーション	デイサービス季楽・リハ八幡	広島市佐伯区八幡東三丁目25番14-1号	1日型デイサービス

広島市告示第330号

令和5年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社シーズンモチベーション	デイサービス季楽・リハ八幡	広島市佐伯区八幡東三丁目25番14-1号	地域密着型通所介護

広島市告示第331号

令和5年8月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
あおばクリニック広島院	広島市中区紙屋町一丁目2-2 2広島トラングェールビルディングB1F B1	令和5年7月1日	令和11年6月30日

	04-A号室		
八丁堀かわむら歯科	広島市中区八丁堀11-18坪井ビル2F	令和5年7月1日	令和11年6月30日
訪問看護ステーションコードモワ	広島市東区牛田新町一丁目7-23-301	令和5年7月1日	令和11年6月30日
ウォンツ宇品東6丁目薬局	広島市南区宇品東六丁目2-46 1F	令和5年8月1日	令和11年7月31日
ワイズデンタルクリニック	広島市安佐南区緑井二丁目28-28	令和5年6月1日	令和11年5月31日

広島市告示第332号

令和5年8月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第333号

令和5年8月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 組合の名称
広島市大塚中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
広島市安佐南区大塚西一丁目14番23号
- 3 設立認可年月日
令和3年5月20日
- 4 事業施行期間
令和3年5月20日から令和6年3月31日まで
- 5 変更認可の年月日
令和5年8月3日

広島市告示第334号

令和5年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機

関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略



広島市告示第335号

令和5年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略



広島市告示第336号

令和5年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略



広島市告示第337号

令和5年8月15日

広島市名誉市民条例（昭和37年広島市条例第17号）第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井一實

氏名 ベリット・オーナイ
現住所 ドイツ連邦共和国ハノーバー市
功績概要 別紙のとおり。

別紙

功績概要

ベリット・オーナイ氏は、令和元年（2019年）11月にハノーバー市長に就任されて以来、広島市との姉妹都市交流に深い理解を示され、行政及び市民レベルでの多様な交流の推進に多大な貢献をされています。

ハノーバー市と広島市の交流は、昭和43年（1968年）、日独青少年交換事業で広島市の大学生2名がハノーバー市を訪問したことをきっかけとして青少年の相互訪問が始まり、民間と行

政の交流を通じて両市の友好関係が培われ、昭和58年（1983年）5月に姉妹都市提携に至りました。氏は、長年にわたる交流の蓄積を踏まえつつ、両市の友好関係を発展させるため、平和推進、青少年育成、文化など、幅広い範囲にわたる交流の推進に、優れた行動力とリーダーシップを発揮しておられます。

氏は、本市と同じように第二次世界大戦において大きな被害を受けた都市の市長として、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に熱意を持って取り組んでおられます。具体的には、平和市長会議の副会長都市及びリーダー都市として、国内の加盟都市の市庁舎に平和首長会議の旗を一斉に掲揚する「フラッグデー」等、平和推進の取組を積極的に実施されるとともに、ドイツの加盟都市の拡大を推進され、その結果、これまでの在任期間中に180都市以上が新たに平和首長会議に加盟されました。また、広島市の平和記念式典に合わせ、毎年8月6日にハノーバー市にあるエギーディエン大聖堂において、ハノーバー市主催のヒロシマ平和式典を開催されています。

氏は、令和4年（2022年）の「ハノーバーの日」記念イベントを祝して、本市市民に向けた映像メッセージに自ら登場して発信されたことを始め、姉妹都市提携40周年に当たる本年に、両市の友好関係を深めるとともに、民間レベルでの経済交流や文化交流を一層推進するため、この度、経済交流団と市民交流団を率いて本市を訪問されるなど、本市市民がハノーバー市に親しみを感じ、両市の姉妹都市交流が促進されるよう積極的に取り組んでおられます。

氏は、本年（2023年）5月に、ハノーバー市において「青少年国際平和未来会議」をホスト都市として主催し、姉妹・友好都市等7都市の青少年を受け入れ、青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換する充実したプログラムを提供されました。このプログラムを通して、参加者の相互理解を深め、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う心を伝え、世界平和への意識の高揚とともに、青少年交流の促進に努められています。

以上のように、氏は、姉妹都市の市長として、両市の交流に積極的に取り組み、両市の友好・親善関係の一層の発展等に貢献されました。その功績は誠に顕著であります。



広島市告示第338号

令和5年8月18日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井一實

- 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 確認年月日

令和5年6月1日
別紙 略

広島市告示第339号

令和5年8月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
令和5年8月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	東区	福田六丁目の一部	分流
	西区	山手町及び草津梅が台の各一部	
	安佐南区	川内五丁目及び長束三丁目の各一部	
	安佐北区	小河原町の一部	
	安芸区	上瀬野南一丁目及び矢野西六丁目の各一部	
	佐伯区	湯来町大字伏谷、五日市町大字石内、八幡四丁目及び三宅五丁目の各一部	
雨水を排除	西区	古江西町の一部	

広島市告示第340号

令和5年8月18日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和5年8月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域	終末処理場の位置及び
-----------	------------

区名	町名	名称
東区	福田六丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	山手町及び草津梅が台の各一部	
安佐南区	川内五丁目及び長束三丁目の各一部	
安佐北区	小河原町の一部	
佐伯区	湯来町大字伏谷、五日市町大字石内、八幡四丁目及び三宅五丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	上瀬野南一丁目及び矢野西六丁目の各一部	

広島市告示第341号

令和5年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第343号

令和5年8月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第344号

令和5年8月29日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営東観音町第一駐車場	18区画	令和5年9月25日（月）午前零時から同年12月6日（水）午後5時まで
広島市市営東観音町第二駐車場	18区画	

- 2 休止する理由

当該施設の機器改修工事のため。

広島市告示第345号

令和5年8月29日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営富士見町第六駐車場の休止を定めた令和5年6月6日付け広島市告示第265号を次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

表広島市市営富士見町第六駐車場の項中「同年9月29日（金）午後5時まで」を「同年12月28日（木）午後5時まで」に改める。

広島市告示第346号

令和5年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第347号

令和5年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第348号

令和5年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第349号

令和5年8月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告

示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第350号

令和5年8月31日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示（中区）第68号

令和5年8月2日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第69号

令和5年8月2日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第70号

令和5年8月2日

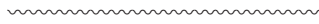
広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 7 1 号

令和 5 年 8 月 9 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8 月 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 7 2 号

令和 5 年 8 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 7 3 号

令和 5 年 8 月 1 8 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8 月 1 2 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 7 4 号

令和 5 年 8 月 1 8 日

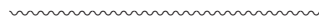
広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、

は、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 7 5 号

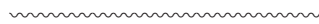
令和 5 年 8 月 2 5 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8 月 2 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 7 6 号

令和 5 年 8 月 2 5 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8 月 2 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 7 7 号

令和 5 年 8 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (東区) 第 5 9 号

令和 5 年 8 月 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 1 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（東区）第60号

令和5年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第61号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第62号

令和5年8月18日

天神川駅北口第一自転車等駐車場、戸坂千足自転車等駐車場、戸坂千足下自転車等駐車場、及び矢賀駅自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年8月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（東区）第63号

令和5年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第95号

令和5年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第96号

令和5年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第97号

令和5年8月4日

広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第一駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年8月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第98号

令和5年8月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第99号

令和5年8月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年5月23日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した元字品町内会（代表者 門 隆興）について、次のとおり解散しましたので、同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1	名称	元字品町内会
2	区域	広島市南区元字品町の全域
3	主たる事務所	広島市南区元字品町13番18号
4	清算人の氏名及び住所	門 隆興 広島市南区元字品町5番17号
5	解散事由	総会の決議
6	解散年月日	令和5年6月24日

広島市告示（南区）第100号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (南区) 第 101 号

令和 5 年 8 月 2 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (南区) 第 102 号

令和 5 年 8 月 2 1 日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三 A 駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 5 年 8 月 18 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示 (南区) 第 103 号

令和 5 年 8 月 2 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (南区) 第 104 号

令和 5 年 8 月 2 4 日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 5 年 8 月 23 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示 (南区) 第 105 号

令和 5 年 8 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (南区) 第 106 号

令和 5 年 8 月 3 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (西区) 第 72 号

令和 5 年 8 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 73 号

令和 5 年 8 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 74 号

令和 5 年 8 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 75 号

令和 5 年 8 月 9 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 9 日から同年 8 月 23 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長

市道	西2区 171 号線	西区観音新町一丁目2番地4地先から	旧	メートル 5.3 ～ 6.1	メートル 61.0
		西区観音新町一丁目1番地14地先まで	新	メートル 7.4 ～ 8.0	メートル 61.0

広島市告示（西区）第76号
令和5年8月9日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年8月9日から同年8月23日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西2区 171 号線	西区観音新町一丁目2番地4地先から 西区観音新町一丁目1番地14地先まで	令和5年8月9日

広島市告示（西区）第77号
令和5年8月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第78号
令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第79号
令和5年8月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第80号
令和5年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第81号
令和5年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第77号
令和5年8月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年8月1日から同月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
県道	主要地方道広島豊平線	安佐南区伴北六丁目6504番地1地先から	旧	7.30 ～ 12.20	465.00
		安佐南区伴北六丁目4039番地1地先まで	新	13.50 ～ 42.40	

広島市告示（安佐南区）第78号
令和5年8月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年8月1日から同月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
-------	-----	--------	---------

種類			
県 道	主要地方道広島豊平線	安佐南区伴北六丁目 6 5 0 4 番地 1 地先から 安佐南区伴北六丁目 4 0 3 9 番地 1 地先まで	令和 5 年 8 月 1 日

広島市告示（安佐南区）第 7 9 号

令和 5 年 8 月 1 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 7 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 8 0 号

令和 5 年 8 月 4 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号に規定する道路を変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 1 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 8 月 4 日
- 3 路線名 都市計画道路 3・3・7 0 2 号 長東八木線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区八木三丁目 5 8 7 4 - 1 地先
終点：広島市安佐南区八木三丁目 5 8 5 6 - 1 地先
- 5 道路延長 1 2 0 . 0 メートル
- 6 道路幅員 本線 9 . 7 0 ~ 2 2 . 2 6 メートル
側道 5 . 2 0 ~ 6 . 1 8 メートル

広島市告示（安佐南区）第 8 1 号

令和 5 年 8 月 1 5 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 8 月 1 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 8 2 号

令和 5 年 8 月 1 6 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 4 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 8 月 1 6 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内四丁目 2 7 4 番 1
- 4 幅員及び延長 幅員 4 . 0 0 m
延長 3 1 . 6 5 m

広島市告示（安佐南区）第 8 3 号

令和 5 年 8 月 2 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 5 年 1 2 月 1 0 日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した葵之荘団地町内会（旧代表者 亀田 隆敬）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

- 氏 名 山口 洋一
- 住 所 広島市安佐南区長楽寺一丁目 4 4 番 7 号

広島市告示（安佐南区）第 8 4 号

令和 5 年 8 月 2 8 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、令和 5 年 9 月 1 1 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松 井 一 實

記

名称	所在地	供用開始の期日	区域
八木第六公園	広島市安佐南区八木三丁目 5 9 8 0 番 1 ほか 6 筆	令和 5 年 9 月 1 日	別図のとおり

別図 略

広島市告示（安佐南区）第 8 5 号

令和 5 年 8 月 2 9 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 8 月 2 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 8 6 号

令和 5 年 8 月 3 1 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4

号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 令和5年8月31日
- 3 路線名 都市計画道路3・3・702号 長東八木線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区緑井七丁目2071-3
地先
終点：広島市安佐南区緑井七丁目2048-8
地先
- 5 道路延長 41.0メートル
- 6 道路幅員 16.0メートル

広島市告示（安佐北区）第72号

令和5年8月1日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年7月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第73号

令和5年8月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、令和5年7月26日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第74号

令和5年8月8日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 区分任出納員設置箇所
安佐北区安佐出張所
- 2 区分任出納員
主事 正国 顕寿
- 3 委任を解除する事務

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

4 解除年月日

令和5年7月31日

広島市告示（安佐北区）第75号

令和5年8月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 令和5年8月17日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区亀山南三丁目779番1の一部、792番1の一部、793番1の一部及び779番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 33.39メートル

広島市告示（安佐北区）第76号

令和5年8月18日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井 一 實

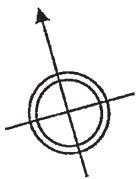
- 1 変更する区域
安佐北区可部東五丁目の街区の一部
- 2 変更の内容（別図参照）
1番街区から12番街区の一部を統合・廃止し、2番街区、6番街区、9番街区を設定する。
- 3 変更年月日
令和5年8月18日

別 図

安佐北区可部東五丁目街区の区域の変更図

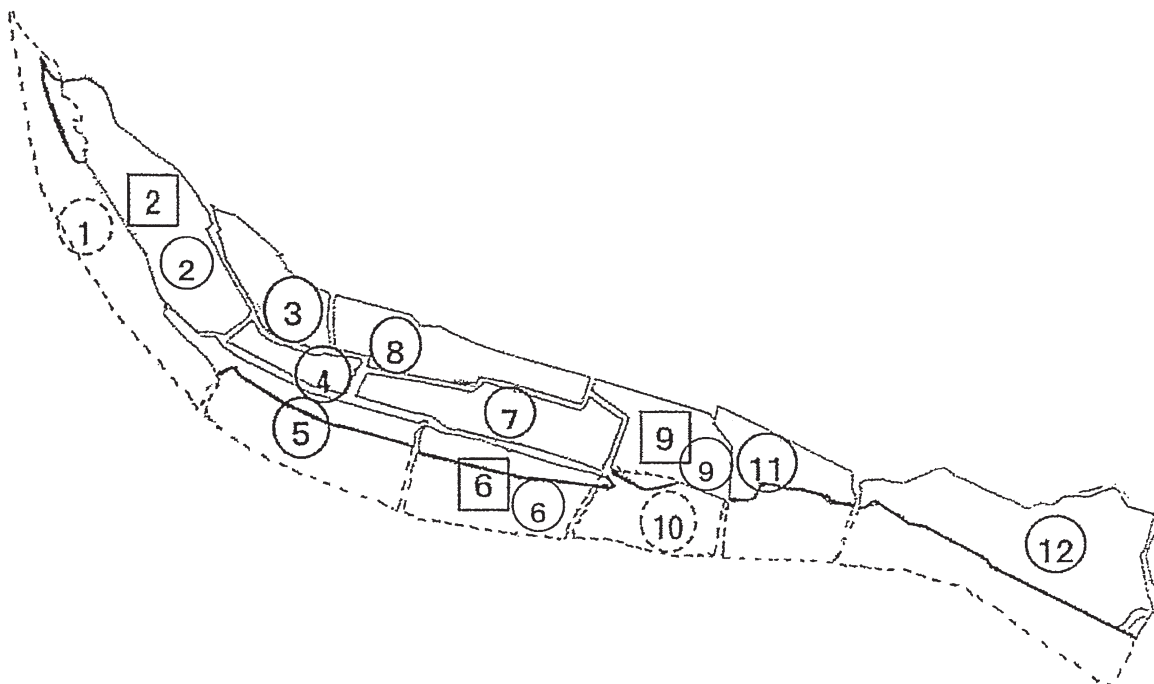
令和5年8月18日実施

凡	例
— · — · — ·	町 界
————	街 区 界
- - - - -	廃止する街区界
————	新街区界
①	街区符号
①	廃止する街区符号
1	新街区符号



可 部 東 五 丁 目

S=1 : 5 0 0 0



広島市告示（安佐北区）第 77 号

令和 5 年 8 月 23 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
主要地方道	広島中島線	安佐北区小河原町字片山 1071 番地 3 地先から 安佐北区小河原町字片山 1066 番地 7 地先まで	旧	7.91 ～ 8.05	4.09
			新	7.91 ～ 13.10	

広島市告示（安佐北区）第 78 号

令和 5 年 8 月 23 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要地方道	広島中島線	安佐北区小河原町字片山 1071 番地 3 地先から 安佐北区小河原町字片山 1066 番地 7 地先まで	令和 5 年 8 月 23 日

広島市告示（安佐北区）第 79 号

令和 5 年 8 月 25 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の第 1 項の規定に基づき、平成 11 年 3 月 4 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したふじランド町内会（代表者 稲葉 淳子）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所並びに代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区口田南四丁目 2 番 27 号	広島市安佐北区口田南四丁目 2 番 18 号
代表者の氏名及び	稲葉 淳子 広島市安佐北区口田南四	中村 敏行 広島市安佐北区口田南四

住所	丁目 2 番 27 号	丁目 2 番 18 号
----	-------------	-------------

広島市告示（安佐北区）第 80 号

令和 5 年 8 月 31 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 31 日から同年 9 月 14 日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北 3 区 4 4 9 9 号里道	亀山八丁目 5 番 7 地先から 同所 5 番 7 地先まで
里道	安佐北 3 区 4 4 9 9 号里道	亀山八丁目 5 番 6 地先から 同所 8 番 4 地先まで

広島市告示（安芸区）第 64 号

令和 5 年 8 月 2 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 2 日から同月 16 日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安芸 2 区 3 1 1 号里道の一部	広島市安芸区阿戸町 2 6 5 1 番 1 地先から 広島市安芸区阿戸町 2 6 4 9 番 1 地先まで

広島市告示（安芸区）第 65 号

令和 5 年 8 月 18 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 廃止番号 第 5 号
- 2 廃止年月日 令和 5 年 8 月 18 日
- 3 道路の位置 広島市安芸区船越六丁目 1 3 6 4 番 6 の一部、1 3 6 4 番 7 の一部、1 3 6 5 番 7 の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 65.20メートル

広島市告示（安芸区）第 66 号

令和 5 年 8 月 18 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第67号

令和5年8月18日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第68号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第69号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第70号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第71号

令和5年8月18日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第72号

令和5年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第73号

令和5年8月24日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和5年8月24日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野東六丁目の1822番の一部及び1822番地先里道
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 37.46メートル

広島市告示（安芸区）第74号

令和5年8月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年8月30日から同年9月13日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区226号線	安芸区瀬野南町字大藤156番地1地先から安芸区瀬野南町字大藤157番地1地先まで	旧	メートル 5.90 ～ 7.50	メートル 16.50
			新	メートル 16.90 ～ 24.70	メートル 16.50

広島市告示（安芸区）第75号

令和5年8月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 8 月 30 日から同年 9 月 13 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供し
ます。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名等	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸 1 区 2 2 6 号線	安芸区瀬野南町字大藤 1 5 6 番地 1 地先から 安芸区瀬野南町字大藤 1 5 7 番地 1 地先から	令和 5 年 8 月 30 日

広島市告示 (佐伯区) 第 83 号

令和 5 年 8 月 3 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 4 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 8 月 3 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市町大字上河内字南垣内 5 50 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 65.47メートル

広島市告示 (佐伯区) 第 84 号

令和 5 年 8 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 8 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 85 号

令和 5 年 8 月 9 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 8 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 86 号

令和 5 年 8 月 14 日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和 5 年 8 月 14 日から同月 28 日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
里道	佐伯 1 区 8 9 2 号里道	佐伯区五日市町大字上河内 4 4 8 番 2 地先から同所 4 4 8 番 2 地先まで
水路	K3-H-29-19-13 号水路	佐伯区五日市町大字上河内 4 4 8 番 2 地先から同所 4 4 8 番 2 地先まで

広島市告示 (佐伯区) 第 87 号

令和 5 年 8 月 14 日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を変更します。

その関係図書は、令和 5 年 8 月 14 日から同月 28 日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在 (起点及び終点)
水路	旧	K3-H-29-19-10 号水路	佐伯区五日市町大字上河内 4 5 2 番 1 地先から同所 4 5 2 番 2 地先まで
水路	新	K3-H-29-19-10 号水路	佐伯区五日市町大字上河内 4 4 8 番 2 地先から同所 4 5 2 番 2 地先まで

広島市告示 (佐伯区) 第 88 号

令和 5 年 8 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 8 月 15 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 89 号

令和 5 年 8 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 11 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 8 月 18 日に広島市西部自転車等保管所へ移動した

ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第90号

令和5年8月21日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年8月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第91号

令和5年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第92号

令和5年8月22日

広島市五日市駅北口自転車等駐輪場及び広島五日市駅南口自転車等駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第93号

令和5年8月24日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年8月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第94号

令和5年8月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和5年8月28日から同年9月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	佐伯3区91号里道	佐伯区倉重三丁目313番1地先から 佐伯区倉重三丁目314番地先まで

広島市告示(佐伯区)第95号

令和5年8月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。
その関係図書は、令和5年8月28日から同年9月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	佐伯3区649号里道	佐伯区倉重三丁目328番1地先から 佐伯区倉重三丁目328番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第96号

令和5年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年8月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

区告示

広島市南区告示第4号

令和5年8月25日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 西本和弘

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-59

広島市安佐北区告示第 4 号

令和 5 年 8 月 2 4 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市安佐北区長 萬ヶ原 伸 二

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
新田 晃久	広島市安佐北区可部二丁目 1 番 2 2 号	職権消除
岸高 一希	広島市安佐北区真亀五丁目 2 7 番 4 2 - 4 0 3 号	職権消除

広島市安芸区告示第 3 号

令和 5 年 8 月 1 6 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市安芸区長 長 光 信 治

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
NGUYEN HOANG THANH	広島市安芸区瀬野町 2 7 5 9 番地 7 1	職権消除

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第 1 1 号

令和 5 年 8 月 1 8 日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 松井 勝 憲

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 2 4 日（木） 午後 1 時
- 2 場 所 中区役所 6 階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 令和 6 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
- (2) 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について（報告）

【非公開予定議題】

- (3) 令和 6 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告）
- (4) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

（代決報告）

- (5) 令和 5 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案）
- (6) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第 1 2 号

令和 5 年 8 月 1 8 日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 松井 勝 憲

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 2 7 日（日） 午後 2 時
- 2 場 所 中区役所 3 階第 3 ・ 第 4 会議室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 令和 6 年度から使用する広島市立小学校用教科用図書 の 採 択 について（議案）
- (2) 令和 6 年度から使用する広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書 の 採 択 について（議案）
- (3) 令和 6 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案）

広島市教育委員会告示第 1 3 号

令和 5 年 8 月 2 1 日

広島市子ども文化科学館条例（昭和 5 5 年広島市条例第 4 1 号）第 1 2 条第 1 項及び広島市子ども図書館条例（昭和 2 8 年広島市条例第 1 9 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の合築施設の呼称を定めたので、広島市子ども文化科学館条例第 1 2 条第 2 項及び広島市子ども図書館条例第 1 0 条第 2 項の規定により告示します。

広島市教育委員会
教育長 松井 勝 憲

- 1 広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の合築施設の呼称
「5-D a y s 子ども文化科学館・子ども図書館」
- 2 呼称を定める期間
令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

広島市教育委員会告示第 1 4 号

令和 5 年 8 月 2 8 日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 松井 勝 憲

- 1 日 時 令和 5 年 9 月 4 日（月） 午後 3 時
- 2 場 所 中区役所 6 階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 広島市立湯来西小学校の廃止について（議案）

【非公開予定議題】

- (2) 広島市立学校通学区区域審議会委員の任命又は委嘱について（議案）

